

第1回教育委員会会議

1 日時 令和7年1月28日（火） 午後3時～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員（ウェブ会議の方法により参加）
長谷川 葵	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
西 徹	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
杉本 和由	学校力支援担当部長
本 教宏	教育事業推進担当部長
橋本 洋祐	総務課長
中野 泰志	学事課長
笹田 愛子	学校適正配置担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
近藤 健司 英語イノベーション担当課長
山崎 行宏 保健体育担当課長
古閑龍太郎 学力向上支援・調査分析担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
川村 晃子 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第1号	大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案
議案第2号	市会提出予定案件（その4）（第7回補正予算案）
議案第3号	市会提出予定案件（その5）（第8回補正予算案）
議案第4号	市会提出予定案件（その6）（令和7年度局運営方針案・予算案）
議案第5号	職員の人事について
議案第6号	職員の人事について
議案第7号	第76回市立校園職員児童生徒表彰について
議案第8号	令和6年度教育功労者表彰について
議案第9号	令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について
議案第10号	職員の人事について
議案第11号	職員の人事について
報告第1号	令和6年度大阪市英語力調査について
報告第2号	令和7年度全国学力・学習状況調査について
報告第3号	市会提出予定案件（その1）（大阪市立音楽堂条例の一部を改正

する条例案)

報告第4号 市会提出予定案件(その2)(大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例案)

報告第5号 市会提出予定案件(その3)(大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例案)

報告第6号 学校調理方式のあり方について

協議題第1号 就学制度の適正運用にかかる検討状況について

なお、議案第5号及び第6号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第10号及び第11号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第2号から第4号、第7号から9号、報告第3号から第6号並びに協議題第1号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第1号「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案」について上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、中学校の配置の適正化を進めるにあたり、本規則の一部を改正するものである。1、改正趣旨及び理由について、令和6年9月から令和7年1月市会において、新たに中学校の配置の適正化を規定した「大阪市立学校活性化条例」の改正案が議決された。これに合わせ、具体的な手続き等を定めるため、本規則の一部を改正するものである。2、改正の内容について、新たに規定する主な事項について、順にご説明申しあげる。新旧の規則文案は、議案書の6ページ以降にお付けしている。必要に応じて、ご参照いただければと存じる。まず、(1)規則名に「中学校」を追加する。(2)条例で定義しないこととした「適正配置対象校」について、規則で定義する。また、条例第16条第4項第2号において、学級数の規模が6から8又は6を下回る中学校であって、今後6から8となる見込みの中学校のうち、教育委員会規則で定めるものについては、学校再編整備計画を策定しなければならない旨を規定したので、その委任された事項を規定する。具体的には、規則第2条第2項において、「生徒の良好な教育環境の確保等を図るため、統合又は通学区

域の変更の必要があると認めるもの」とすることを規定する。(3) 中学校の適正配置対象校について、小学校と同様に、その区分を規定する。なお、本区分については、大阪市学校適正配置審議会からの意見書を踏まえて、①から⑥の6つの区分としている。①複式学級を有する中学校、②生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの(同項第1号に掲げるものを除く。)、③生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの(同項第1号に掲げるものを除く。)、④全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(同項第1号から第3号に掲げるものを除く。)、⑤4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。)、⑥今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校(同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。)(4) 通学距離について、小学校では2キロメートル以内としているところ、中学校については、3キロメートル以内とする。ただし、学校選択制や指定校変更により通学区域以外から通学する生徒の場合は、小学校同様、この規定の適用外とする。なお、通学区域が広がることに関し、この間、委員のみなさまから「通学の負担軽減策の検討が必要」とのご意見をいただいている。現在、局と区の職員をメンバーとするワーキンググループにおいて検討を重ねているところである。具体的な負担軽減策については、指針において定めてまいる予定である。(5) 統合又は通学区域の変更の際の相手方となる中学校については、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。(6) 規則第5条第6項と第7項では、学校再編整備計画に記載する再編の実施時期、計画の策定時期を規定するので、その考え方を表にまとめている。なお、今回、本項を規定するにあたり、小学校の再編整備計画における考え方についても再整理を図っており、5ページに全体の整理表をお付けしている。後ほど確認いただければと存じる。(7) 中学校の再編にあたっては、校区の小学校も関係することから、中学校の学校適正配置検討会議の委員の定数については、「再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度」とする。(8) その他、各規定に中学校に係る文言を追加する。最後に(9) その他規定整備として、ア、条例と同様に、本規則の適用範囲について、市内の小学校及び中学校に限定すること、心和中学校を除くこと。イ、条例と同様、義務教育学校は適用範囲に含まないこと。ウ、条例と同様「学級数」の定義において、特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級は、学級数に含まないこと。エ、「通学区域」を定義として規定、そのほか、条例の表現に合わせた文言の修正、その他必

要な規定の整備を行っている。３、施行期日について、条例と同じく令和７年４月１日としている。なお、今回の規則改正は、審議会の意見書の内容を踏まえての改正としている。今後、取組を進める中で、教育環境を取りまく状況の変化もあるかと存じるが、状況に応じて、審議会のご意見も伺いながら、適宜、必要な改正を行ってまいりたいと考えている。また、先ほど、通学の負担軽減のところで申しあげた「指針」については、現在、ワーキンググループでの検討と並行して、改正作業を進めているところである。内容がまとまり次第、改めてご審議をお願いしたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 規則について異論はないのですけれども、規則第２条第２項の学級規模が９を下回る中学校で今後９以上になる見込みがないもので教育委員会が定めるものというところが、対象として数も多くなるかと思います。今後指針で決めていく時に、この抽象的に書いてある生徒の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るためにこういう要素を考慮するとかこういう基準で判断するというところを、具体的に入れていっていただければと思います。よろしくお願いします。

【近藤学校環境整備担当部長】 ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、具体的な事例がないと区担当教育次長も判断がしにくいということもございますので、現在、ワーキンググループでも議論をしております、具体的に記載するよう努めてまいります。

【赤木委員】 適正規模というのは、主に小学校もそうですけれども、中学校でも少子化なので小規模化の進行が見られるということに対する解釈だと思います。しかし、一部の小学校で少子化だけでも、大規模校、過大規模校というのがあって、教室が足りない、施設が不足して困っている、そういうことがあると思います。その大規模小学校から中学校に行くにあたっては、その中学校は過大規模校や大規模校にならないのでしょうか。私立中学校に進学するかそういう事で、大規模校にはならないのでしょうか。この対策はあくまで小規模校を統合してということについて書かれていますが、中学校においては過大規模とかそういう問題はないのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 現在のところ中学校においては過大規模校に該当する学校はございません。

【赤木委員】 小学校はあるけれども中学校はないということですね。

【近藤学校環境整備担当部長】 中学校に入学される際に、今委員がおっしゃってい

ただいたように、私立に行く等で入学率が下がる傾向もありまして、現在のところ、過大規模校に該当する学校はないという状況でございます。

【赤木委員】 わかりました。中学校においては小規模の対策に特化して進めていくということで承知いたしました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第1号「令和6年度大阪市英語力調査について」を上程。

本教育事業推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月に実施した英語力調査の結果については、既に教育委員の皆様にご速報値をお知らせしたところであるが、この度、数値が確定したので、改めて報告させていただく。

初めに、大阪市英語力調査の目的は、「生徒が自らの英語力を的確に把握するとともに、今後の学習指導の充実や改善等に役立てるため」としており、令和3年度からGTECという英語4技能テストを、全中学3年生を対象に実施した。測定方法について、英語の「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を測定し、合計で840点満点となっている。次に、資料の中段「大阪市英語力調査結果」について、技能別に平均スコアで示している。表中の大阪市平均の下にある他都市平均については、GTECを導入している全国約970校、生徒約10万人の平均値となっている。今年度の結果を技能ごとに見ると、リーディングとスピーキングは昨年に続き他都市平均を上回っており、本市生徒の強みと言える。リスニングについては、他都市とほぼ同等のスコアであった。一方、ライティングは、前年度は他都市より18.1ポイント低い状況であったが、今年度は他都市と僅差のところまで上昇しており、大幅な改善が見られる。そして、4技能のトータルでは、他都市平均を7.8ポイント上回ることができた。その結果、文部科学省が教育振興基本計画で指標としている「CEFR A1レベル相当以上（英検では3級以上）の中学3年生の割合」は前年度から3.2ポイント上昇し、57.5%となった。これは、調査を開始して以来、最高値となる。また、本市教育振興基本計画の目標である「令和7年度末までに56%以上」にするという目標を1年早く達成することができた。続いて、3ページをご覧いただきたい。左上のグラフは、スコアごとの人数を示した度数分布である。全体として、総合得点が200点未満の生徒数が目立ち、やや二極化の傾向が見られるが、前年度と比較すると中位層の人数が増加し、下位層の人数が減少している。この要因の一つとしてライティング技

能の改善が考えられる。これまで本市生徒の弱みであったライティングに対し、重点的に教員研修を実施し、効果的な指導資料を作成・配付したことで、教員の指導改善が進み、英語を書くのが苦手だった生徒にも主体的に書こうとする姿勢が見られるようになった。その結果、無回答または意味が伝わらない回答の割合を、前年度から4.8ポイント減少させることができた。次に、右の折れ線グラフをご覧ください。これは、CEFR A1レベル（英検3級）相当以上の英語力を持つ中学生の割合の推移を示している。本調査を開始してから年々向上し、今年度は57.5%に達した。全国平均に対しても、平成28年度から連続して上回っている。このような結果が得られたことについては、本市が独自に取り組んできた小学校低学年からの短時間モジュール学習や英語のネイティブ・スピーカー、C-NETの有効活用など、総合的な英語教育の取組の成果であることに加え、何よりも学校現場の先生方の熱心な指導や子どもたちの頑張りの結果であると考えている。しかしながら、国の第4期教育振興基本計画の目標値は令和9年度までに60%以上とされており、本市においてもこれをめざしてまいるが、達成するためには、今後、新たな打ち手が必要であると考えている。そこで、令和7年度からは、モデル校において、これまでの英語力調査を活用した取組を中学2年生に拡充することを検討している。モデル校については、最大20校を想定している。下の図は、モデル校で実施する予定のプログラムの概要である。GTECを活用した英語力調査は、単なる学力測定にとどまらず、事前研修や事後研修などをセットにした一連のプログラムとすることで、指導のPDCAサイクルを構築し、教員の授業改善や生徒の英語力向上につなげている。これまでGTECをすべての中学3年生を対象に実施してきたが、モデル校では2年生でも実施することにより、生徒は調査結果を基に学習改善するための十分な時間が得られ、さらなる英語力の向上が期待できる。また、教員にとっても、同一生徒の経年比較データを得ることができ、さらなる授業改善につながると考えている。モデル校での実施は2年間を予定しており、その成果を効果検証するとともに、2年生でGTECを実施し成果を上げている他の自治体の事例も研究しながら、十分な成果が得られるよう努めてまいる。

さて、図にも示しているが、1月24日に平井委員を座長とする「英語ワーキング会議」が行われた。ワーキング会議では、GTECの結果データ等を緻密に分析・検証するとともに、現場の教員の意見も取り入れながら、さまざまな角度から本市の英語教育についてご協議いただいたとのことである。今後、ワーキング会議での議論を踏まえ、すべての子どもたちが英語を使う楽しさや充実感を得られるよう今後も英語教育の強化に取り組んでま

いる。なお、今回の英語力調査の結果については、会議終了後、速やかに報道発表を行う予定である。私からの説明は以上であるが、平井委員から補足説明等があればお願いしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 今年のポイントは、やはり教育委員会事務局が中心になられて中学校、小学校の英語の先生方とのチームワークを強化し、教育振興基本計画の目標を実現するためにPDCAサイクルチェックシートを作り、その進捗を把握され、指導、助言されたことが要因だと思います。本市の場合、小学校1年生から英会話を導入していますが、そのように英語を使える環境を提供すると同時に、今後、生成AIと個別最適学習を組み合わせた指導法は求められると思います。併せて、4技能5領域のバランスのとれた指導法と個別最適な学びを実現するためにいかに自己調整学習を定着させるかが焦点になるのではないのでしょうか。いわゆる世界基準に対応できる英語教育の展開を期待しています。

【本教育事業推進担当部長】 ありがとうございます。

【異委員】 英語力調査結果によりますと、今回は他都市平均を7.8ポイント上回っているということで、本当に本市の英語教育、現場の先生方の指導や努力の賜物だと思っていますので、この会議だけではなくて、ぜひ現場の先生に労いの言葉や感謝を申しあげたいと思っています。2年前ですけれども保護者にどのようにGTECの結果の通知があるのかなと思い返してみると、結構立派な冊子があって、スコア、本人のレベル、校内の平均、大阪市全体と、かなり細かく分析していただいていると思いました。子どもは英語のテストがあったと言ってくるんですが、結果が中学生となるとなかなか届かない場合もあります。本人の4技能の測定は、凄く客観的に見えてわかりやすいです。強み、英語力のフィードバックや、細かくこういったところの取組をもう少し強化すると、このあたりの点数が上がるとか、かなり具体的に書いてあるので、経年テストもそうですけれども、それ以上に丁寧に返却してくれているなというのが改めて探して出てきたものなので紹介させていただきました。こういうのも確実に保護者に届くようにではないですけれども、またデータ化して返却するというのも一つだと思いますので紹介しました。2年前なので、今はこういうふうに変わっているとか、もし変更があれば教えていただきたいです。

【本教育事業推進担当部長】 特に変わりはありません。来年モデル的に2年生から実施するので、2年生の結果を見て3年生にどう活かしていくかということを効果検証し

ていきたいと思っております。

【異委員】 保護者にもわかりやすくいいと思います。

【赤木委員】 教育委員会の方々、現場の先生方の頑張りに敬意を表したいと思います。外国語においてライティングの指導というのは、これまで一番難しいと考えられてきました。ノンネイティブが教えるのにやはり自信を持って教えることができないということで非常に難しかったのですが、平井委員がおっしゃるようにAIであるとか、デジタル教科書の導入が進んでいまして、それらを活用してこれからどんどん進めていっていただきたいです。大学生も以前は英会話の能力を向上させたいというと、お金を払って英会話学校に行くとか、あるいは留学するとか非常に時間とお金がかかりましたが、最近は無料のアプリ等をどんどん学生が使って自分で学習を進めています。子どもたちも授業内では限界があるので、授業を通じて授業外の学習、一人一台タブレットを持っているわけですから、それを一層進めていただきたいと思います。既にしていると思いますが、非常に魅力的な教材ができてきていますので、AIと会話をする、あるいは書いたものを直してもらうということで、自己学習を促進するようなプログラムをもっと進めていただきたいです。今回の結果は本当に素晴らしいと思います。

【大竹委員】 英語を使う場面というのは結構増えてきているので、ある程度の英語を理解して自分の意思を伝えることが、流暢ではなくてもいいのですけれども大切だと思います。平井委員からもご意見をいただきたいのですが、英語の教育は早ければ早い方がよいと思っていましたので、大阪は小学校1年生からそういう面では英語に少しでも親しむということをしているので、小学校の時点で英語に親しんで基礎的な能力を上げていくということが、中学校2年生、中学校3年生というところでの評価に表れてくると考えていいのでしょうか。いつも早ければ早い方がよいといいますが、あまり早過ぎると今度は忘れてしまうので定着しないというのがあって、どのくらいから本格的に行うのがいいのでしょうか。

【平井委員】 早ければ早い程よいのですが、小学校5年生、6年生で英語を教科化し、過去形など、音声重視ではあるものの、中学校で習うことを小学校に入れた結果、英語が嫌いという子どもも出てきているのも事実です。勤務校の事例ですが、中学校1年生の時に、ネイティブ教員を中心にして1週間に10時間以上、英語で英語のアプローチをしてもらっているのですが、1年間で高校中程度までいった事例もあります。私見ですが、本市の場合、現行の形、つまり、小学校1年生から外国語活動として英語をモジュ-

ル型としてはじめていくプロセスでよいのではないのでしょうか。今後、議論し、合意形成すべきは国際英語という考え方、つまり、アメリカやイギリスの英語というように限定するのではなく、世界のどこでも使える英語という発想が重要だと思います。

【多田教育長】 今後とも現場と一緒に取組を進めていきたいと思います。

報告第2号「令和7年度全国学力・学習状況調査について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

2ページをご覧ください。文部科学省が実施する令和7年度全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要領等に沿って、次のとおり参加する。調査内容について、小学校では、教科に関する調査として「国語・算数・理科」、中学校では「国語・数学・理科」が行われる。調査対象は、小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年で、分校を含む全284校、中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年で、分校を含む全131校である。調査実施日については、教科に関する調査は、令和7年4月17日（木曜日）となっている。中学校理科と生徒質問紙は、令和7年4月14日（月曜日）から17日（木曜日）のいずれか一日で実施、児童質問調査や学校質問調査は、資料に記載のとおりの日程で実施することとなっている。なお、後日実施となった場合は、全体の集計には含まれないが、採点及び調査結果の提供は行われることになっている。令和7年度調査の主な特徴としては、お示しのとおり「中学校理科に関する調査をオンライン（CBT）で実施すること」そして「中学校理科に係る調査結果の示し方として、IRTスコアを利用すること」である。参考として、時間割をお示ししている。文部科学省からの詳細な実施要領については、参考資料として4ページ以降に添付している。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 令和7年度は理科が入るということですね。

【大西指導部長】 はい。

報告第3号、第4号及び第5号「市会提出予定案件（その1、その2及びその3）」を一括して上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第3号市会提出予定案件（その1）（大阪市立音楽堂条例の一部を改正する条例

案)、報告第4号市会提出予定案件(その2)(大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例案)、報告第5号市会提出予定案件(その3)(大阪市立クラフトパーク条例の一部を改正する条例案)について、一括してご説明申しあげる。

本件は、令和7年6月1日に施行される「刑法等の一部を改正する法律」により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い条例を改正するので、市長部局に合わせるべく2月、3月市会に上程する必要があることから、大阪市教育局委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。改正条例案の内容について、資料3ページをご覧ください。いずれも指定管理者制度を導入している施設の条例「大阪市立音楽堂条例」「大阪市立生涯学習センター条例」「大阪市立クラフトパーク条例」の指定管理者の指定を受けることができない欠格条項を定める条文において「禁錮」の記載があることから、今回の刑法の改正に伴い「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものである。なお、条例の施行日は、刑法の改正と合わせて令和7年6月1日としている。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第2号及び第3号「市会提出予定案件(その4及びその5)」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第2号「市会提出予定案件(その4)」の議案書11ページ「令和6年度第7回補正予算案について」をご覧ください。本補正予算は、昨年12月17日に国において成立した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく国の補正予算を活用するため、所要の補正を行うものである。その予算額であるが、歳入で242億4,347万9,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、667億7,955万1,000円となっている。また歳出では、物件費に248億1,145万7,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、人件費・物件費を合わせて、2,418億7,281万円となっている。続いてその内容について、校舎建設事業及び校舎整備事業において、老朽鉄筋校舎改築事業や学校施設の改修等を国の補正予算を活用して実施する。また、繰越明許費補正として、只今ご説明した、国の補正を活用した事業は、工事を夏休みなどの長期休業中に行う必要があるなど、今年度中の執行が困難であることから、248億1,145万7,000円を繰越明許費として計上し、令和7年度に執行するものである。

続いて、議案第3号「市会提出予定案件（その5）」についてご説明する。議案書11ページの「令和6年度第8回補正予算案について」をご覧ください。本補正予算は、例年実施している、令和6年度予算の執行状況に応じた減額補正、及びふるさと寄附金の増加に伴う所要の補正を行うもので、追加案件として市会に提出するものである。補正額は、歳入で6億3,043万2,000円の減額を計上しており、補正後の予算総額は、661億4,911万9,000円となっている。また歳出は、人件費・物件費を合わせて、62億7,895万2,000円の減額を計上し、補正後の予算総額は、2,355億9,385万8,000円となっている。続いてその内容について、一つ目の「執行状況に応じた人件費」の減額補正では、病気休職者に係る給料の減や、退職者数減に伴う退職手当の減等による不用額を総じて、35億3,111万5,000円減額する。二つ目の「執行状況に応じた物件費」の減額補正では、講堂兼体育館整備事業における入札不調や学校維持運営費における契約落ちによる減など、現時点でほぼ確実に不用額が見込まれているものを総じて、28億1,583万7,000円減額する。三つ目の「教育振興基金積立金」では、本市政策企画室において、ふるさと寄附金の募集事務等を、新たに民間事業者へ委託を行ったこと等により、寄附金収入見込額が増加したことに伴い、寄附者の意向に沿った基金へ積立を行うため、教育振興基金積立金に6,800万円の増額を計上している。また、繰越明許費補正として「教育施設整備事業」において、社会情勢によるサプライチェーンへの影響から、機器納期に遅れが生じていること等の理由により、当初予定していた工程を終えることが出来なくなったことから、総じて6億2,075万8,000円を繰越明許費として計上し、来年度での執行といたしたいと存じる。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第4号「市会提出予定案件（その6）」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

局運営方針は、毎年度策定して、予算とともに共通様式のみを市会へ提出しており、教育振興基本計画に掲げた施策の進捗確認を行っている。令和7年度局運営方針においても、現行の教育振興基本計画を踏まえた内容となっている。共通様式の「目標」「使命」及び「所属運営の基本的な考え方」「重点的に取り組む経営課題」の経営課題1から3については、令和6年度と変更はない。次に、教育委員会事務局の独自様式としての様式2-1最重要目標の「計画」の欄についても同様に令和6年度と変更はない。また「現状」

の欄については、令和6年度末時点として記載している。最重要目標2、3についても同様である。続いて、様式2-2 基本的な方向1の「計画」の欄についても、令和6年度と変更はない。その他の基本的な方向2から9についても同様である。続いて、様式2-3の各施策についても、教育振興基本計画に基づいて計画していることから、施策目標については令和6年度と変更はない。また、各施策の「計画」欄については、令和6年度の実績を振り返り、令和7年度の取組内容を計画している。本日は、今年度を実施した「令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」において、課題であった四つの施策について点検評価結果を踏まえて新たに取り組むこととする内容をご説明させていただく。まず、1点目は、施策1-2「不登校への対応」について、全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられることから、新たにメタバースの取組を追加し、学習動画コンテンツ配信などとあわせ、ICTを活用した多様な学びの場の検討を進めていく。2点目は、施策2-5「多文化共生教育の推進」では、外国より編入する児童生徒が増加する中、言葉が通じないことによる人間関係のトラブルや授業内容が理解できないことにより授業に参加できない状況が生まれることがあることから、令和7年度より新たにAI（機械）翻訳による支援を行う。3点目は、施策4-2「主体的対話的で深い学びの推進」では、探求・協働学習の深化や、グローバル人材の育成をめざすため、先日ご説明を申しあげた国際バカロレア教育の導入に向けた取組を進めていく。4点目は、施策6-1「ICTを活用した教育の推進」では、児童生徒の学習者用端末の活用状況が全国と比べて低いという課題を踏まえ、ガイドブックを作成して配布を行い各学校の端末活用状況に応じた指導主事等による伴走的な支援を行う。なお、様式2-2のアウトカム指標、及び様式2-3の施策目標の令和6年度実績について、現時点で調査が終わっていないものに関しては記載予定時期を記載している。調査終了後、令和6年度の実績値を記載する。

今後の予定について、2月、3月市会に共通様式を提出するとともに、事務局の独自様式を含めた「令和7年度大阪市教育局事務局運営方針（案）」を2月中旬にホームページにて公開をする。また、4月には案を取り、ホームページに公表する。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、教育委員会関係の令和7年度当初予算案についてご説明申しあげる。

本予算案については、昨年12月24日の教育委員会会議でご報告申しあげた予算要求状

況からは、先程ご説明した「第7回補正予算」において、約248億円の前倒し計上を行った影響などにより、計数に変更は生じているが、事業内容に大きな変更はない。予算額は、2,316億3,779万円で、前年度と比較して学習者用端末の更新経費の増などにより、187億7,787万円の増となっている。次の主な事業の内容については、昨年12月の教育委員会会議で説明したものと重複することから、説明は省略させていただく。次に、今後の予定について、2月14日の市会運営委員会で市長から予算案が提出されるとともに、報道機関に公表されることとなっている。その後、予算委員会での審議を経た上で、3月27日の市会本会議で議決を得る予定となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 運営方針についての質問ですけれども、昨年の報告書で指摘を受けた事項についてはこの施策で盛り込まれていると。指摘されたけれども少し入れるのが難しいという事項は特にないということで良いのでしょうか。

【伊藤教育政策課長】 運営方針のところでご説明をさせていただいた時に、実績値がまだ挙がっていないというところはあるのですけれども、本来はそこを見て改善するところも入れていくべきではありますが、点検評価の報告書を見まして、今4点説明いたしましたものを入れていったというところでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第1号「就学制度の適正運用にかかる検討状況について」を上程。

青柳阿倍野区長兼区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

平成26年度に学校選択制が開始され、平成31年度には全区において導入された。阿倍野区においても、平成27年度から、小・中学校において学校選択制度を導入し、これまで運用を行ってきたが、いわゆる大規模校、過大規模校において、運動場狭隘による利用制限や、プールや体育館の利用が一定の制約を受けるなど、在校生の教育環境の保障の観点から課題が生じている。また、住んでいる場所の校区以外の学校に通う点で共通する指定校変更制度について、制度の趣旨を逸脱した利用により不適正就学ではないかと疑われる事案が散見されている。こうした状況は阿倍野区だけではなく、中央区、天王寺区などにおいても同様の状況にあることから、区担当教育次長に共通する課題として区長会

議こども教育部会に就学制度の適正運用ワーキンググループを設置し、座長に阿倍野区長、副座長に中央区長を据えて、過大規模校等における児童の受入抑制と、指定校変更制度の運用にかかる課題と対応について、方向性を議論、検討してきた。本日は、ワーキンググループ事務局の学事課からワーキンググループ検討内容を説明する。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

ただいま阿倍野区長より説明のあった学校選択制度、指定校変更制度に係る課題は、いずれも就学制度の適正運用において検討を要する喫緊の課題ということで、この間、ワーキンググループにおいて集中的に議論をしているものである。本日の協議題では短い時間ではあるが、課題の概要、今後の方向性について事務局で検討している内容を説明し、委員のご意見をいただきたいと考えている。

学校選択制、指定校変更制度については、平成24年10月に就学制度の改善について、熟議や区長の意見を踏まえ現在の制度の概要を策定し、平成26年度から制度運用を開始した。学校選択制の区長の権限について、就学事務全般については基本的には区長へ事務委任しているが、就学規則第4条にあるように、学校選択制の実施にあたっての手続きや要件については、区担当教育次長として方針案を定め、教育委員会会議で議決するというになっている。受入れ可能人数については、就学規則第7条にあるように最終的には学校長の意見も踏まえて、区長の方針に基づいて教育委員会会議で決定している。学校選択制の検証について、施行から10年となる令和5年度に、学校選択制検証報告書を公表している。そこでは、多くの保護者から評価を得ており今後も制度の継続を行うべきということ、その一方で学校の自助努力では解決が困難な課題の存在などから、選択される学校とされない学校の固定化が進まないように、学校、区、関係機関と連携を図り、適正な運用となるよう改善していく必要があるとされた。また、学校長との意見交換においては、学校選択制により流入する子どもの多い学校においては施設収容の観点から教育環境を懸念し、何らかの抑制も必要ではないかという声も上がっている。どのような事例があるのかという点では、近年、市内の中心部の区において都心回帰により人口が集中する傾向がみられるところ、特に一部の学校に選択が集中することで元々大規模だった学校の子どもの数が更に膨らむということや、かつて統廃合によって開校した比較的小規模な学校において従来から選択が集中していたのに加え、タワーマンションの建築が進み校区内の子どもが増加し収容がますます困難になっているなどの例が挙げられる。

過大規模校等の課題ということでこれまでは、学校選択制は市の看板施策として推進するとして、収容対策は収容対策として個別に検討するという風合いが強かったが、学校選択制が一定浸透した現在、こうした在校生の教育環境への配慮という観点から、やむを得ない措置として、学校選択制における通学区域外からの受入れ人数の抑制について検討を進めてはどうかということになり、区長会議こども教育部会においてワーキンググループを設置し議論検討を行っている。受入れ抑制検討のフローチャートは、区担当教育次長として学校選択制の受入れ抑制を実務的に検討する際の考え方をある程度整理してほしいという声を受け、現在、検討しているチャート案である。アの第1段階では学校規模、イの第2段階では教委と区役所で情報共有している施設設備・収容上の課題、ウの第3段階では校長からの意見に基づく学校運営上の課題、とステップごとに整理して、いずれにも該当する場合に学校選択制による受入れ抑制を検討することができる仕組みとしている。御覧になってお分かりいただけるように、区の権限で検討を開始できるものではあるものの学校選択制の制度大枠自体を維持するという観点から、やや限定的な運用を促すものとなっている。今後のスケジュールについて、現在検討しているフローチャートなどの内容は最終的には「学校選択制の手引き」に収録し各区での検討の際に活用するものとし、その中で、市民への説明も含め十分に検討し具体的に受入れ抑制案としてまとめたものについては、各区・区担当教育次長として個別に教育委員会会議に諮っていただくものになりたい。スケジュールにあるように、本年2月末には事務手引きとして取りまとめ、教育委員会会議にもご報告させていただきたく考えている。

続いて、指定校変更制度の概要である。本日はワーキンググループで検討した進捗状況の報告となる。指定校変更制度については、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、本市においては教育委員会規則で具体的な許可事項を定めている。このうち現在検討しているのが第3号（転居後も引き続き現在の学校に就学を希望する場合）、第4号（留守家庭の児童が、保護者の勤務地や親族の住所地の学校に就学を希望する場合）の2点についてである。課題認識について、現在の指定校変更制度が導入されて10年が経過し、導入前の申請件数1,125件から直近では6,043件と、児童生徒数自体は減少しているが許可件数は6倍近い伸びをみせており、制度の浸透が進む一方で、特定の学校に就学することを目的に、第3号関連では住所を一時的に移動した、第4号関連では勤務先を一時的に設定したのではないかと疑われるような、制度を逆手に取ったような事案が、先ほどの学校選択制の適正な運用を求める市内中心部の区を中心に散見されるようになっている。ワーキ

ンググループでの検討内容について、こうした課題を受けて、就学事務の適正な運用を図る観点から、こちらもワーキンググループにおいて、適正就学の周知徹底とあわせて、手続きの見直しや規則の改正を視野に検討しているところであり、こちらについては、当該規定の厳格な運用を行おうとチェック体制を厚くすれば制度利用者や区の業務負担が増す、当該規定を廃止するとすれば制度の恩恵を正しく受ける住民の利益にも反することにもなる中で、区によって切実さも様々であり、区職員を交えた議論を慎重に進めているところであり、事務局としての対応案の策定には、来年度にかかる見込みである。以上、学校選択制と指定校変更制度の二つの制度について適正運用を検討している状況について説明した。本日は委員の皆さまのご意見をいただき、引き続きの議論を進めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 学校選択制の運用で確認させていただきたいのですが、まず大規模校でさらに人を受け入れると子どもたちがやはり教育上の不利益を受けると思うので、受入れ抑制という大きな方向性は賛成です。フローチャートの内容について少し細かいのですが、確認させていただきます。イの方は箱で形式的に見ます、ウの方は実態を見て、もし不利益があれば判別できるようにしていますという分け方だと理解しています。その上で、イの①将来推計で見込みがあると明記されていますが、②も将来推計で不足となる見込み、③と④は現時点で課題発生そういう読み方で合っていますでしょうか。

【中野学事課長】 見込みも含んでおります。一方で③につきましては、判断時点は基準日時点ということになっております。④につきましても、施設の増改築が現時点でできないということでの基準と考えております。

【長谷川委員】 同様にウの方は①のところの、転用しなければならないというのはこれも将来の見込みを含んでということなのかどうかということと、②の学校実情に応じた課題というのも現時点でなのか、将来も含むのかというところはいかがでしょうか。

【中野学事課長】 ウの①につきましても、将来の見込みも含むと考えております。ウの判断につきましては、学校長の意見書を参考にして区長が判断することになりますけれども、②につきましても、学校長の方で将来推計から見ても学校運営上の課題があると判断できるというような場合には該当するかと考えております。

【赤木委員】 過大規模校について事前説明の時に伺ったのですが、教室が足りない、特別教室を普通教室にするとか、運動場を確保できないとか、いろいろな問題が

あるということです。実のところは、過大規模校は、現在私が住んでいるところの小学校もそうだと思いますけれども、マンションが次々とたくさん建築されて、文教地区ということでたくさんの人がそこに引っ越してきています。実際、その小学校を目当てにわざわざ引っ越ししてきて通っている子どもたちや保護者たちは、不自由な状況に満足しているのでしょうか。つまり、過大規模校に通っている子どもたちや保護者たちは満足しているのでしょうか。そのあたりの事情を教えてくださいたいと思います。

【中野学事課長】 この内容を進めていく中で、過大規模校について校長に話をお伺いした機会がございました。学校運営に校長が尽力をされているということもありまして、保護者の方からは強いご不満やご要望がその学校についてはそんなにないということでした。ただそれは、学校長の工夫が非常に普段から配慮されている事情も相まってのことだとその時は聞いておりました。

【赤木委員】 子どもの時に天王寺区に住んでいましたが、電柱に「しないさせない越境入学」というポスターがいっぱい貼られていました。子どもの時は何のことかわかりませんでした。大規模校というのは越境しているわけではなくて、先ほど説明があったようにそこにあえて引っ越ししてきているということです。一方で、すぐ近くの校区で児童が減っているところは小規模になり、統合しているという、大阪市内でそういう真逆のことも起こっている状況です。今回は大規模校、適正というのはわからないのですけれども、あえて引っ越ししてきて子どもの数が集中しているから過大になっていて、加えて一部で越境入学といわれるような、住所を校区に合わせて一時動かす、祖父母のところに住所を移すとかそういうことをしている実態もあるということですが、今回の改正はどうなのでしょう。それを厳重に取り締まるということでもないようですが、もし、適正運用したとしても過大規模校を中規模にはできないですね。

【松田総務部長】 選択制の問題につきましては、過大規模校におきまして、さらに周りから入ってくる、流入する部分の数を抑制していこうということで、今おられる在校生の教育環境を守っていきたいという発想のものでございます。指定校変更につきましては、委員ご指摘の通り、越境防止という観点を以前しておりましたが、正しく校区に住んでいる方が校区の学校に通うということで指定していきますけれども、その中でやむを得ない事情につきましては、校区の他校区に行っても良い、あるいは留まっても良いという基準を規定するものでございます。この点につきましても、最近、散見されますのが、その学校に通いたいという理由で、一時だけ住所を置く、あるいは勤務地を置くという事

例があるのではないかとということがありましたので、その点をどうするべきかという検討をしております。大規模校の解消は適正配置の問題として引き続きしていかなければいけないと思っております。

【赤木委員】 ありがとうございました。

【大竹委員】 一つ確認ですけれども、学校選択制のこれまでの経緯で、平成24年の時の資料の6ページを見ると「通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については、受入れ制限を行う。」という文言がありますが、今でも受入れ制限は行っているという理解でよろしいのでしょうか。

【松田総務部長】 現段階ではそういった制度はありますけれども、実際そういったケースはございません。その部分を今回改めて整理をしていこうという趣旨でございます。

【中野学事課長】 今回かけております抑制といいますのは、受入れ人数そのものをこの学校については0にする、繰り上げの当選もしないということでの一番きつい意味の抑制という表現をしております。委員ご指摘の今も調整をしていないのかということにつきましては、当然受入れが無条件ではございませんので、一定学校によっては若干名とかグラデーションをつけた形で、実情に応じて制限をしている状況です。

【大竹委員】 たまたま私の知人の子どもさんが、中学校に入る時に、学校選択制に申し込んだら、抽選で補欠になったと聞きました。補欠というのは基本的には入学できないということなので、小学校から中学校へあがる時、私学へ入学する方が多ければ、補欠も繰り上げになるのでしょうか、そういう面では、受入れ制限は、既にやっているというふうに理解をして、それをさらにもう少しはっきりしましょうということなのか、完全に受入れをしないということなのか、どちらかなと思ったのですが。

【松田総務部長】 現状でいいますと、人数の増減の部分ではやっています。今回は0にしますということです。これまでどこもしていないので、今回はできるようにしていこうと検討しています。つまり、受入れをしないと。今までは多少でも受け入れましょうと、若干名でもという部分で、市として選択制をやっているのですけれども、いよいよしんどいという区がございまして、その区のある学校においては、補充はしないということの検討です。

【大竹委員】 例えば、1人か2人くらい補充する枠はあるけれども、希望者が10人とか15人ぐらいいると、そこは2人だけ抽選でとることはやめて、もう補充はしめさんと、こういうふうにするということですか。

【多田教育長】 今のご質問ですけれども、ワーキングの中でも当該年度についての募集はしないということも、一つの取扱として議論はしています。ただ、今子どもが増えているという状況は未来永劫続くというよりは、変動の要素もございます。そうした場合に年数を限るのかとか、そのあたりのことも含めて、手続きも含めて、今後議論を深めていく必要があるのかなと。

【大竹委員】 そういう意味では、いろいろな手続きをあらかじめ決めておいて、当然年度によって生徒数も変わるというか、希望者も変わるということがありますから、それはそれで、その年度ごとに色々な基準をきっちり決めておいて、その年度の状況に応じていろいろ適用できるようにする。これまでのように、基本的に少しでも定員があれば、募集して抽選して補充する方法を、改めたいという趣旨で理解してよろしいでしょうか。

【松田総務部長】 はい。

【長谷川委員】 今回の受入れ抑制の方は大規模校の抑制だと思いますが、学校選択制によって、小規模の学校だからちょっとなと思って、隣の通常規模の学校にいれるということで、どんどん減っていくのかなという問題もあるのかと思います。そちらの対策というものも今後考えていますでしょうか。

【松田総務部長】 現状、小規模化していくという問題がございます。その点につきましては、例えば、学力課題が大きいということにつきましては、個別の学習環境の整備とか、そういったような施策を投じまして、重点的に支援を市としても実施しています。また、いわれなき風評被害につきましては、学校案内やホームページでも正しい情報発信をしていこうという取組がございます。それ以外にもどうしても減っている、自然減という場合につきましては、学校活性化条例に基づく適正配置を行うというものでございます。

【平井委員】 転編入を行う場合、学校には適正規模の募集定員があるはずですが、それに満たない場合は各校の判断では拒めない、つまり本人が望んでいる以上は転入を認めるを得ないのではなかったですか。

【松田総務部長】 校区内に居住する場合はもちろんそのとおり、就学指定をしますので拒めません。この議論では、学校選択の方で希望してこられる場合は規定がございます。

【平井委員】 規定もかなり柔軟性がでてきているともお聞きしますので、最新のものをおさえてほしいものです。

【松田総務部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 子どもたちにとっての学校選択ということで、そもそも選択をすることができるということで、学校に対しての関心を寄せていただくと色々な教育的な効果をめざすことから始まった制度でございますので、ワーキングの方でもしっかり議論をして、推し進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議案第5号「職員の人事について」を上程。（本案件より赤木委員退席）

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対し懲戒処分を行うもので、被処分者は、中学校事務職員で処分内容は、懲戒処分として減給2月とする。

事実の概要について、当該職員は、令和5年度の学校徴収金会計における12件の契約において、契約変更等の手続きを怠り、契約関係書類を不完全な状態とするなど不適正な事務処理を行った。また、令和5年12月、就学援助費を学校徴収金に充当する手続きをしたことを失念し、保護者から二重徴収した上で返金を怠った。また、令和5年度卒業生の学校徴収金の保護者への速やかな返金、領収書の徴取を怠るなどの不適正な処理を行ったというものである。本件事案1の概要について（1）図書教材等の購入や（3）修学旅行の業務委託（4）一泊移住に係るバス借上業務委託において、追加契約や契約変更手続き等を行うことなく支払いを行い、契約金額と支払金額の不一致を招き、また（2）卒業文集印刷の比較見積の再徴取や（5）卒業アルバム作成業務委託の見積書原本の徴取や契約書の作成を怠るなどの不適正な契約事務を行い（6）令和6年7月16日の事務指導監察で不適切な事務処理の疑念が生じたことから、22日に改めて実地調査を行い、発覚した。

続いて、本件事案2の概要について（1）令和5年11月に学校徴収金の未納額に充当するため、就学援助費を学校口座に振り込まれるよう自らが手続きしたことを失念し、口座に放置した。加えて令和6年1月、保護者に未納額の督促を行い、保護者から預かった7,000円を2月15日まで返還せずに放置した。また（2）領収書の徴取を怠り（3）、（4）学校徴収金の返金にあたり、担任等との速やかな連携を怠り、返金を遅延させ（5）適正な事務手続きを怠った結果、451円の未払金が発生し、決算額に誤差が生じたが、自身で原因を特定できず、年度内の決算書の配付ができなかった。また、室長が訂正した決算書の印刷を失念したものである。当該職員、管理監督者である同校校長は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第6号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対し懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校の主務教諭で、処分内容は、懲戒処分として減給1月とする。

事実の概要について、当該教諭は、令和5年度に担任していた学級において、少なくとも2名の児童らに対し、給食時間の終了間際に残っていたご飯を味噌汁の入ったお椀に入れたり、スプーンで口の前に食べ物を持って行き残さず食べさせたりするなど、給食を無理に食べさせたことにより、肉体的負担や精神的苦痛を与えた。また、これらの行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠ったというものである。発覚の経緯について、本件事案では7名の児童に対する体罰・暴力行為等の訴えがなされているが、児童・保護者からの証言や当該教諭からの弁明を踏まえて、関係児童A及びDの2名の児童に対する行為を認定している。このため、認定した2名への行為に関する発覚の経緯を中心にご説明する。(1) 令和5年10月、関係児童Aに対する不適切な指導について訴えがあった。(2) これを受け、校長は、当該教諭に確認したところ、関係児童Aへの行為は事実ではないと否定した。(5) 令和6年3月、当該教諭がスプーンで関係児童Dの口の前に食べ物を持って行き残さず食べるよう執拗に指導した等の訴えがあった。関係児童Dは同年2月から不登校となっており、その一因として、当該教諭に給食を無理に食べさせられたこと、当該教諭が周囲の児童を怒っているのを見たり聞いたりするのが苦手であることを挙げている。(7) これを受け、校長と教頭は、当該教諭に確認したところ、関係児童Dへの行為は事実ではないと否定したが(9) 再度の当該教諭へ確認したところ、スプーンを関係児童Dの口の前に持って行った行為は認めたが、無理やりという認識はなかったとの回答を得た。(11) 同年6月、校長は教育委員会に対し関係児童A及びDを含む4名に対する行為について報告を行い(12) 翌7月、事務局において当該教諭への事情聴取を行ったが、関係児童A及びDを含む4名に対する行為は事実ではないと否定した。この際、同校において周囲の児童の目撃情報等を確認していないことがわかったため、校長に対し確認を依頼した。(17) 同年9月、校長は、給食を無理に食べさせられたことや見かけたことがあるかどうかについてアンケート調査を実施し(18) 回答のあった児童

の保護者に対して詳細の聴き取りを行った。(20) 翌10月、校長と教頭は、アンケートで回答のあった関係児童6名に対する行為について、当該教諭に確認したところ、事実ではないと否定した。(21) 校長は教育委員会に対し関係児童Aに対する行為について追加報告を行い(23) 翌11月、事務局において当該教諭への事情聴取を実施したが、関係児童A及びDを含む6名に対する行為は事実ではないと否定した。なお、「3児童等からの訴え及び当該教諭の認否」として、9ページから12ページにかけての別紙に、児童等からの訴えとこれに対する当該教諭の弁明を整理している。これらを踏まえて、当該教諭による非違行為として(1) 関係児童Aに対し、給食時間の終了間際に残っていたご飯を味噌汁の入ったお椀に入れて、給食を無理に食べさせた行為(2) 関係児童Dに対し、スプーンで口の前に食べ物を持って行き残さず食べさせた行為、の二つの行為により、児童に対し肉体的負担や精神的苦痛を与えたとして認定している。当該教諭は、反省の弁を述べている。本日、本件についてご承認いただけたら、明後日、30日に処分発令を行いたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 事実の概要だけをはじめ見た時は、食育の観点からバランス良く残さず食べるというところは非常に大事だと思っていました。残っていたのでスプーンを口の前に食べ物を持って行ってというのが、そこが無理やりなのかというのが、そこにいないと状況も、言い方や威圧的な空気感というのがわからないので、どうしたものかなと正直少し思いました。自宅で子どもが野菜や魚を残していた時でもきつと残さずにバランスを考えて出しているのではということで多分勸めると思います。本人からすると嫌ならそれは無理やりになってしまうと思うので、確かに体罰の定義は肉体的、精神的苦痛を伴うというところで、例えば体育の授業で、持久走でも嫌と言ったらそれはもしかしたら肉体的、精神的苦痛にそのあたりはあやふやかもしれませんが、正直微妙なところかなと感じました。ただ過去の事例やアンケートを取っても、複数、威圧的な指導であったり怒鳴ったり、机を叩いたりというところは絶対に不適切な指導に入ると思いますので、その点では反省してもらって、給食をできたら全部バランス良くというところは間違いではないと思いますので、指導の仕方や言い方を上手く教育委員会として処分だけではなくて、本人が嫌がったら何でもノータッチで何でもいいよという感じではなくて、しっかり研修というか指導の内容を適切にしていきたいと感じました。

【中川教職員服務・監察担当課長】 ありがとうございます。今回の件というのは、完食指導自体が全部いけないのかということではなくて、教育活動の一つで特別教育ということになるので、ただ今回の場合は、委員がおっしゃっていただいた通り、アンケートの結果を見ても、複数の児童から無理に食べさせていると、本人の申し出だけではなくて客観的に見ても無理に食べさせているという状況だったというものだけを認定をしているというようなやり方でさせていただいています。当該教諭も始末書で無理な完食指導は体罰に当たり得るということは認識していたという上で、今回の行為をしていたということなので、こういった形の判断をしたというところでございます。指導につきましては、学校長が中心にはなりますけれども、指導員のご協力、ご助言をいただきながら改めて教員の指導はしてまいりたいと思います。

【異委員】 何も言わないのが一番処分もなくクレームもないようになってしまうのは少し悲しい教育だなと思いましたので、そのあたりをきちんと判断し、適切な言葉で愛情を持って伝えられるような教員が増えたらいいなと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第6号「学校調理方式のあり方について」を上程。

杉本学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年6月6日に開催された、第9回教育委員会会議で「令和6年度局内・局横断プロジェクトチーム体制」についてご報告させていただいたが、今年度、局内に「学校調理方式のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、“安心・安全かつ安定した学校給食の効果的な実施にあたり、調理業務のさまざまな課題を踏まえ、学校給食全体の最適化をめざして、今後の学校調理方式のあり方を検討”した。本日はその結果について、教育長、教育委員のみなさまにご報告申しあげる。なお事前のご説明の時の資料から一部情報を追加させていただいている。

民間委託の推進・これまでの経過について、大阪市では、学校給食調理業務の民間委託は市政改革の一環として、直営での学校給食の水準を確保できるのであれば、直営よりも経済的効果が期待できる民間委託が望ましい、という方針のもと進めてきた。平成18年度以降、給食調理員の新規採用凍結が始まり、平成20年度以降、給食調理員の退職者数の状況を勘案しながら、経済的効果が大きい、大中規模校から順次民間委託に取り組んで

きた。取組前の、1,000名を超える給食調理員の人件費から、取組後の各年度の、残る給食調理員の人件費と民間委託料の合計を差し引いた効果額の累計は、この間17年で約198億6,000万円となっている。現状、民間委託の効果について、学校給食調理業務の民間委託は、先ほど申したとおり経済的効果が大きい大中規模校から順次民間委託化を進めてきていたが、17年が経過した現時点で、経済的効果の高い大中規模校の民間委託化が大部分終了していて、令和6年度時点で、直営校103校中、大中規模の学校が残り12校を残すのみという状況となっている。続いて、このまま採用凍結を継続していくと、経済的効果が見込みにくい小規模校も民間委託とすることになるが、それをどうするか、また、昨年度、ほかの自治体であった民間事業者の倒産等による緊急事態にどう備えるか、さらには直営調理員の技能・ノウハウの喪失をどう考えるかといった課題の解消に向け、将来にわたって必要となる給食調理員の職員数の精査を含め、今後の給食調理員の採用の可否を検討してきた。経済的効果に関する課題だが、先ほどご説明申しあげたように、民間委託にすることで経済的効果の高い、大中規模校から取組を進めてきており、直営で残っているのは経済的効果が見込みにくい小規模校が中心となっている。分析について、給食調理員の配置基準が2名校、3名校の小規模校は、直営による人件費よりも、民間委託にする方が委託料が高くなる傾向にあり、4名校以上については、民間委託にする方が、経済的効果が発生している状況にある。そのため小規模校である2名校、3名校については民間委託にせず、直営で給食調理を行う方がコスト面でみると民間活用によるコスト削減効果を最大限享受しうることが可能になるのではないかと考えている。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

緊急時の対応について、昨年令和5年度に、他都市で民間事業者の倒産によって突然給食が提供できなくなる事案が発生した。大阪市はもともと、こういった緊急事態へ備えて、あらかじめ緊急対応が可能な事業者を募集しており、緊急時は比較見積を行った上で学校給食の早期再開をめざせるようにセーフティーネットを構築している。しかし、仮に倒産したとして、次の業者に委託するにしてもその業者は保健所への営業許可手続きが必要となっており、早い業者であっても2週間程度はかかるのではないかと考えている。そこで、一部の学校を直営校として残すとして、献立の作成や調理技術の指導などを行う現場以外の調理員が、万が一の時の緊急対応を担うことで、次の民間事業者との契約時期までを接続させ、完全に民間に依存することのないセーフティーネットの構築を図ることが

可能と考えている。机上の計算ではあるが、シミュレーションのイメージを記載させていただいており、現在委託している民間事業者の受託校数の平均は現在7校となっている。ある民間業者が仮に倒産したとすると、7校の給食を何とかしなければならないことになるが、現場以外の調理員が20名程度応援に走ることで、7校それぞれ、週あたり3.5日の給食が可能という試算をしている。現在、大阪市の学校給食では、実際に業務を担う給食調理員だからこそわかる観点から出される意見を、献立・食材選定や調理手順等に反映している。しかし平成18年度以降、給食調理員の採用凍結で給食調理員の高齢化が進み、令和6年度の時点で、平均年齢も57歳を超えている状況にあり、このままでいくと、技能・ノウハウを逸失する恐れがある。給食調理員を採用再開することで、こういった技能・ノウハウを失うことがなく、さらに、技能・ノウハウを学校給食に反映することで、民間委託校も含め、学校給食自体の質の維持向上を図ることが可能となる。

これまで説明したように、経済的効果、緊急時の対応、技能・ノウハウの継承といった課題に対応するため、結論としては、令和8年度から給食調理員の採用を再開してまいりたいと考えている。併せて、調理員の配置基準を国の基準を踏まえた新たな配置基準へと見直し、将来にわたって約230人の人員確保をめざす。今後退職者数を考慮しながら新規採用を進め、試算では、令和15年度に、4名校以上の学校は全て民間委託が完了し、3名校以下の小規模校のみとなる計算であるので、今のところ小規模校で直営を維持するために必要な給食調理員の人数は、234名の見込みとなっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 令和8年から給食調理員の採用再開というのは異論なく進めていただけたらいいかなと思っています。少し前に学校現場の校長から給食の委託業者の選定について意見をもらったことがありましたので、改めてこの場でお伺いできたらと思っています。学校現場の方に、年度末に委託業者の評価の提出があるとお伺いしていますが、その結果が委託業者の入札に全く反映されていないのではというような意見がありました。学校現場としては、給食業者の方と学校現場との信頼関係や給食提供のノウハウをしっかりと築いて構築できているので、二重丸の評価をしている業者を価格のみで変えるのは止めて欲しいというような意見がありました。今はそのあたりが改善されていると思います。学校現場としては栄養教職員や教頭、給食の主務や保健主事にかなりの負担となることを忘れないで欲しいという少し強めのメッセージでいただきましたので、委託を進めるに当たっ

て先ほど経済的な効果やコスト面などのキーワードが出てきたと思います。こちらの面では良いと思いますが、できるだけ学校の意見も反映していただいて進めていただければ良いかなと思いました。

【杉本学校力支援担当部長】 契約につきましては、倒産する業者がというところがあり、学校給食が止まった件がありまして、文部科学省からも価格以外の安定事情的な食事提供を審査して決めるようにという通知が令和5年11月にありまして、今年度から大阪市も価格だけではなくて総合評価方式という形で価格プラスどういう体制でしていくか、どういうことに気をつけてしていくかというところを全て評価して今年度から契約はしています。改善というか国の通知に基づいて進めているところでございます。長期契約で3年間の契約なので、途中で現場の意見で契約を切るとするのはなかなか難しいところがありますけれども、こういう評価をしていただいた意見を栄養士や教育委員会からも指導等に行くタイミングで改善点を踏まえながら指導していく取扱いになるかと思います。現場の声で作業が大変というところは、現場の意見をもう一度汲みながらどういう形がいいかというのはまた検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

【多田教育長】 それではこの形で進めさせていただきたいと思います。議会であったり、当初、市政改革の取組もございますので、コアないろいろなご意見をいただく場面もあるかと思います。本格実施が令和8年度の採用ですので、7年度中の採用再開と、最後の事務が再開されるということになりますので、途中また何かございましたらご報告させていただいてご協力いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第7号「第76回市立校園職員児童生徒表彰」及び議案第8号「令和6年度教育功労者表彰」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第7号について、大阪市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき、市長と教育委員会の連名で表彰するものである。被表彰者数として（1）職員の部では、①長年にわたり、日々職務に精励し、教育の発展向上に寄与し、功績が多大であるものとして職務精励が、33名と1グループ、③教育活動の充実・発展をねらいとした調査研究を行い、教育指導や学級・学年経営に役立てたもの、創意をこらして工夫考案を行い、教育の発展に寄与したものとして調査研究等が1名、④満25年以上大阪市立校園に勤務したものが164名、満35年以上大阪市立校園に勤務したものが90名となっている。次に、（2）

児童生徒の部では、他に賞賛され又は他の模範とするに足る行為があったものが26名と5グループとなっている。表彰日については令和7年2月20日としたいと考えている。

続いて、議案第8号について、大阪市教育委員会表彰規則に基づき、教育長名で表彰するものである。表彰対象者としては、副校長及び教頭級で今年度中に60歳となる者である。表彰日は令和7年2月20日としたいと考えており、表彰は各学校園で実施してまいる。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第9号「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年12月24日のこの場において、今年度主な変更点についてご協議いただいたところであるが、その内容については大学推薦特別選考及び教職大学院推薦特別選考の書類選考のうち、小論文を取り止めることである。内容については、記載のとおり、前回の協議で協議いただいたところから変更はない。議案書の3ページをご覧ください。採用予定数や選考テストの日程、受験資格などについて、3ページから5ページにわたって実施概要を記載している。変更内容を反映し、日時やテスト会場等、詳細を記載した受験案内が6ページ以降である。本日、本件についてご承認いただけたら、来月7日に受験案内を報道発表し、出願受付等を進めていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 非常に厳しい人材確保ということで様々この間も奮闘してまいりましたので、しっかりと周知をして良い人にたくさん受けていただきますように今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第10号及び第11号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第10号について、小学校教頭が休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部指導主事の大源聡史を充ててまいりたいと考えている。

議案第11号について、中学校教頭が休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部指導主事の刀禰誠興士を充ててまいりたいと考えている。本日ご承認いただいたら、1月30日付けで人事異動を発令いたしたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今回2名の教頭の休職ということで、何か動いていることやサポートやさらに今後こういう事を手厚くしていくというのがあれば教えてください。

【上田教職員人事担当課長】 管理職の負担を軽減するというために全市的な取組といたしましては、副校長を配置したり、教頭補助、ワークライフバランス支援員といったような、教頭の作業を支援するような職員を配置したりというようなこともございます。引き続き学校現場と連携をしながらどういったサポートがより効果的なのかというのは検討して、より効果的な取組があれば積極的にそういったことも検討していきたいと考えております。

【異委員】 出来る限りのサポート、支援というのはできたらいいかと思いますので今後もよろしくお願いします。

【上原教務部長】 ご指摘の点、非常に課題認識はしており支援策を考えてまいりたいと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告